

# 危険物新聞

第465号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松村光惟  
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円

平成4年度 第3回危険物取扱者試験

## 12月13日(日)、府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成4年度第3回危険物取扱者試験を12月13日(日)、大阪府立大学で次のとおり実施の予定。

- ▷試験日 12月13日(日)
  - 乙種4類(午前・午後)
  - 甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
- ▷試験会場 大阪府立大学(堺市)
- ▷受付期間 11月19日(木)、11月20日(金)
- ▷受付場所 大阪府職員会館

### 予備講習は乙種4類・丙種について実施

予備講習会は乙種4類、丙種について、大阪、堺、茨木、河内長野、泉佐野など8会場で実施する。(8頁参照)  
なお、今回、甲種予備講習は実施せず次回(第4回試験時、平成5年2月)に開催の予定。

### 日曜コース・電話予約受付開始

日曜コースについては、定員(定員60名)が少ない関係上、前回同様に電話予約による受付を行なっている。希望者は電話(06-531-9717)で予約されたい。満席になり次第締切りとする。

## 移動タンク貯蔵所・水圧試験

### 平成5年5月23日期限

#### 該当車両は早急に検査の手配を

危険物施設の定期点検については、従前より消防法令で定められており、移動タンク貯蔵所についても1年に1回以上、点検を実施する必要があった。

今回周知のとおり平成3年の法令改正により、移動タンク貯蔵所の定期点検項目の中に、新たにタンクの水圧試験が加えられ、かつ、この項目に限り5年に1回以上行なうこととされ、平成5年5月23日より施行されることとなった。

また、改正経過措置により昭和63年5月22日以前に設置許可に係る完成検査済証の交付を受け、その後、タンクの水圧試験を行っていない移動タンク貯蔵所は、平成5年5月22日までに水圧試験を実施しなければならなくなった。

全国で、上記期限までに、水圧試験の必要な該当車両は約43,000両と推定されている。

また、水圧試験は車両シャーシーに固定されたタンクについて実施する関係で、消防庁ではガス加圧等を含む検査  
(次頁へ続く)



## HATSUTA

株式会社 初田製作所

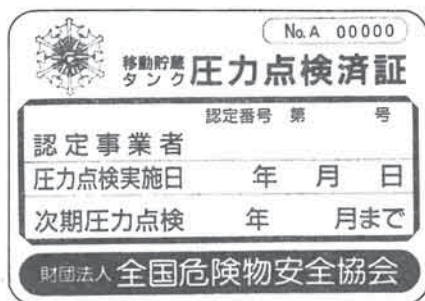
大阪本社/〒573 大阪府枚方市相模田近3-5 TEL.(0720)56-1281代  
東京本社/〒105 東京都港区大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点はロスプレッシャーシオンです。



私たちはみなさんの安全への夢を  
先端技術とふれがいの心で追求します。

頑固な夢が  
そこにある。



点検済証（認定事業者に限り、貼付することができる）

## 最近の通達 <移動タンク関係>

昭和63年12月、「危険物の規制に関する政令」の一部改正、平成元年2月「危険物の規制に関する規則」の一部改正により積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準の特例が定められ、また、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵における技術上の基準、並びに国際間の流通の活性化に伴うタンクコンテナ輸送の増加に対する事務の簡素化及び合理化に関して、次のような一連の通達が出された。

### 「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」

平成4年6月18日  
消防第52号

記

- 1 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。
- 2 タンクコンテナの安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。
- 3 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。
  - (1) 屋外での仮貯蔵  
当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図
  - (2) 屋内での仮貯蔵  
(1)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表わした図
- 4 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の

基準を制定し、(財)全国危険物安全協会が点検技術者の養成、点検実施事業者の認定等を行っている。

その認定された事業者は、平成4年5月末日現在で、全国で約270社、そのうち大阪府下では13社である。

ガス加圧による試験は、平均して1日に2～3両（準備のための前整備したもの）とみられ、現状からみると来春の1月～5月頃は検査が集中し、5月23日に未検査となり、いきおいタンクローリーの運行ができなくなる事態が予想される。

関係事業所では早急に認定業者等に連絡する等検査実施計画を進められたい。

不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

5 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

- (1) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、棧橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合
- (2) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移場タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
- (3) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

### 別紙

タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵における技術上の基準等に係る指針

#### 第1 屋外における仮貯蔵

##### 1 仮貯蔵場所

- (1) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- (2) 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第10条に

定める不燃材料をいう。)で造った防火上有効な扉を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

## 2 標識及び揭示板

### (1) 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

### (2) 揭示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項(「火気厳禁」、「禁水」等)、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した揭示板を設けること。

## 3 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

## 4 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- (1) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- (2) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- (4) タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6メートル以下とすること。
- (5) タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
- (6) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテ

ナの異常の有無及び(1)から(5)までを確認すること。

## 第2 屋内における仮貯蔵

### 1 仮貯蔵場所

- (1) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造(建築基準法第2条第7号の耐火構造をいう。)又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に甲種防火戸(建築基準法施行令第110条第1項に規定する甲種防火戸をいう。)又は乙種防火戸(建築基準法施行令第110条第2項及び第3項に規定する乙種防火戸をいう。)を設けた専用室とすること。

- (2) (1)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

### 2 その他

前記第1の2から4までの例によること。

## 「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について」

平成4年6月18日

消防危第53号

(なお、これに伴い昭和57年2月22日付第19号通達は廃止する。)

### 別紙

#### 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

- 1 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、安全なコンテナに関する国際条約(昭和53年7月15日条約第12号)に基づく安全承認板(以下「CSC承認板」という。)及び国際海事機関の危険物海上運送規約に基づく表示板(以下「IMO表示板」という。)が貼付されている国際間を流通するタンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所をいう。ただし、安全なコンテナに関する国際条約の適用を受けないタンクコンテナを積載する場合にあって

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きく、はばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。



### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)465-7151HC

本 社 〒537 大阪市東成区深江1北2-1-10 TEL.(06)976-0701HC

■営業品目 ビル防火設備/プラント防火設備/遊艇・警備設備/家庭用防火機器/各種防火機器/各種消火機  
■古くは 札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・岡山・福岡・鹿児島/大阪工場

は、IMO表示板が貼付されているタンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所をいう。

- 2 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の構造及び設備に対する技術上の基準の適用に当たっては、政令第15条第1項、規則第24条の5及び第24条の8の規定中、構造及び設備（緊締金具（アルキルアルミニウム等の積載式移動タンク貯蔵所を除く。）、標識及び表示設備を除く。）について、政令第23条の特例を適用して差し支えないこと。
- 3 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可申請、許可等に当たっては、申請書、許可指令書等に国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所である旨を表記させ、又はすること。
- 4 許可申請に当たっては、政令第6条及び第7条に定める書類等のほか、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関若しくはこれに代わる機関の許可書又はこれに類する書類の写し及び緊締金具強度計算書を添付させること。

また、タンクコンテナに係る構造及び設備に係る図面は、完成検査前検査及び完成検査の実施に支障のない範囲のものとしてすることができるものであること。

- 5 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。
- 6 設置者が国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、
- (1) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、
- (2) 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテ

ナを保有しようとする際に、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を、それぞれ受けるものとする。

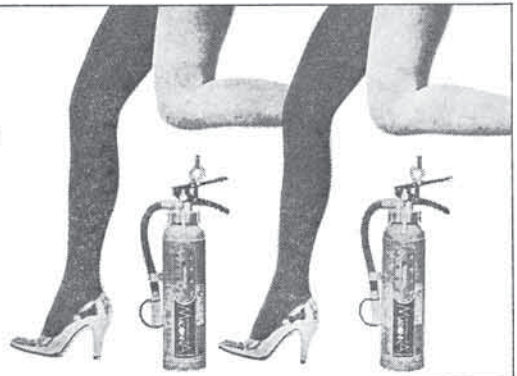
- 7 上記6の許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。
- 8 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、
- (1) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を、
- (2) 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を、それぞれ必要とすること。
- 9 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の完成検査前検査及び完成検査は、同時に実施できるものとし、検査に当たっては、CSC承認板（安全なコンテナに関する国際条約の適用を受けないタンクコンテナは除く。）及びIMO表示板を確認のうえタンクコンテナの外観検査及び当該タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査（箱枠の寸法、材質、緊結装置及びタンクの容量等仕様が同一である多数のタンクコンテナを検査する場合は、代表する一基のタンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査）にとどめることができること。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタ 鹿田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



この場合において、タンク検査済証に係る「水張又は水圧検査の別」及び「検査圧力」の欄は記載しないで、当該空欄に国際輸送用である旨を記載するものであること。

- 10 タンクコンテナの輸入時における前記 9 の検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。
- 11 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、政令第 15 条第 1 項第 17 号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び規則第 24 条の 8 第 8 号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。
- 12 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- 13 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- 14 一のタンクコンテナの容量は、政令第 5 条の規定にかかわらず、移送する危険物の最大数量をもって算出されたものが当該移動貯蔵タンクの容量となること。したがって、移動タンク貯蔵所構造設備明細書に記載するタンクの最大容量は、当該容量を記載することとなる。
- また、当該タンクコンテナに係る完成検査前検査手続料は、当該容量をもって算出するものであること。
- 15 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナ

を車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。

この場合において、規則第 24 条の 5 第 4 項第 4 号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

- 16 法第 14 条の 3 の 2 の規定による定期点検のうちタンクの水圧試験に係る部分については、国際海事機関の危険物海上運送規約に基づき 5 年ごとに実施されるタンクコンテナの圧力試験をもって定期点検の水圧試験に代えることができるものとする。

### 「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について」

平成 4 年 6 月 18 日  
消防 第 54 号

(なお、これに伴い昭和 57 年 2 月 22 日付第 21 号通達は廃止する。)

#### 別 紙

積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

- 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。
- 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が 20,000 リットル以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上のタンクコンテナ（以下「交換タン



### 暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本 社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号  
〒 550 電 話 (06) 443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号  
〒 547 電 話 (06) 707-3341



クコンテナ」という。)を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、

- (1) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、
- (2) 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を、

それぞれ受けるものとする。

- 3 上記2の許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

- 4 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、

(1) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を、

(2) 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を、

それぞれ必要とするものとする。

- 5 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

6 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

7 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一時的積載式移動タンク貯蔵所として設置許可ができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

## 移送・運搬 Q & A

この疑義回答は「全危協だより  
No.9」より転載したものである。

問1 指定数量以上の危険物をタンクコンテナで輸入して目的地までタンクコンテナを車両で輸送したいのですが、消防法ではどのような規制があるのでしょうか。

答1 消防法では、指定数量以上の危険物を車両に積載したタンクコンテナで陸上輸送する場合は、積載式移動タンク貯蔵所として規制を受けます。

したがって、市町村長等の許可を受けてから輸送することになりますが、その概要については次のとおりで

### 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

**GIKEN**

TEL 06(358)9467(代表)

**株式会社技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目1番6号 工技研ビル ☎358-9467~8

す。

- ① 危険物が入っているタンクコンテナを船舶から下ろして通関するまで埠頭にとどめる場合は、所轄の消防長又は消防署長から仮貯蔵の承認を受けなければならない(消防法第10条第1項ただし書)。
- ② 市町村長へ移動タンク貯蔵所の設置許可の申請をしなければならないが、積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準に適合していると認められれば許可される。  
輸入したタンクコンテナが日本の基準に適合しない場合があるが、安全なコンテナに関する国際条約(略してCSC条約)及び国際海事機関(略してIMO)の基準により製作されたタンクコンテナであれば日本国内では特例扱いとなり、車両、タンクコンテナ及び附属設備(標識、消火器等)の一体で積載式移動タンク貯蔵所として許可を受けることができる。
- ③ 許可を受けた後、完成検査を受けて合格すれば、輸送を開始できる。

問2 車両1台とし、複数のタンクコンテナを所有して、そのうちの1基のタンクコンテナを必要に応じて当該車両で輸送したいのですが、このような方法は、認められているでしょうか。

答2 認められます。

なお、次のような手続きが必要となります。

- ① 積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受ける前にあっては、保有しようとする全部のタンクコンテナを含めて移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける。
- ② 積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けた後にタンクコンテナを追加して保有しようとする場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受ける。

(次号につづく)

## 協会だより

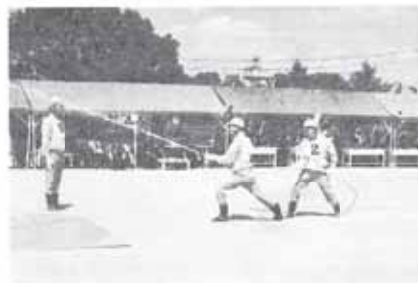
■枚方市寝屋川市防火協会連絡協議会

自衛消防隊操法披露会を開催

9月1日、自衛消防隊操法披露会を枚方パークの運動場において、枚方市及び寝屋川市の各協会会員約300名の見守るなかで開催した。

この披露会は、消防署の指導により日頃事業所において行われている訓練の成果を披露することによって、防災意識の高揚を図るとともに、事業所内の防火安全体制の確立を促すことを目的に昭和60年より毎年実施しており、今年で8回目を数える。

操法は女性2名で編成した消火器操法を始め屋内消火栓操法及び小型ポンプ操法と各3チームの計9チーム(30名)により、残暑厳しい中、気迫のこもった号令とキビキビした動作で繰り広げられた。



披露会で小型ポンプ操法を行なうチーム

# Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。  
新しいマルナカ、始動。

**MARU  
NAKA**

株式会社 マルナカ

□本社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530  
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859

□東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113  
TEL.(03)944-0181(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ

## 危険物取扱者予備講習ご案内

平成4年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
乙種第4類	1 期	11月20日(金)、11月27日(金)	9時30分～16時 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2 期	12月2日(水)、12月3日(木)	9時30分～16時 大阪府商工会館
	3 期	11月11日(水)、11月13日(金)	9時30分～16時 堺市総合福祉会館 (南海高野線堺東駅ヨリ約10分)
	4 期	11月24日(火)、11月25日(水)	9時30分～16時 茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	5 期	11月19日(木)、11月20日(金)	10時～16時30分 河内長野ノパティールホール (河内長野駅ヨリスグ)
	6 期	11月26日(木)、11月27日(金)	10時～16時30分 泉佐野市消防本部 (市役所前バス停ヨリスグ)
	日曜コース	11月8日(日)、11月22日(日) 11月29日(日)	10時～16時30分 大阪府立青少年会館 (JR・地下鉄森ノ宮駅ヨリ約7分)
※丙種	11月30日(月)	9時30分～19時	大阪府商工会館

※丙種講習会については、講習終了後、17時～19時もぎテスト及びもぎテスト解答・解説を行いません。

### 2. 受付期間と場所

受付場所	日	時
河内長野市消防署 (南海・近鉄河内長野駅より北西へ約7分)	河内長野市消防署	11月9日(月) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分)	堺市高石市防災協会連合会	11月9日(月) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	11月11日(水) 午前10:00～11:30
泉佐野市消防本部内	泉佐野市火災予防協会	11月11日(水) 午後2:00～4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会	11月12日(木) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	11月12日(木) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	11月13日(金) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口消防署	11月13日(金) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	大阪府危険物安全協会	11月16日(月) 午前10:00～午後4:00

### 3. 日曜コースの申込方法

日曜コース(定員60名)は、電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

### 4. 受講会費

会費には、各テキスト代を含みます。テキスト不要の場合は、乙種2,000円減額。

種別	会員	会員外
乙種(4類)	10,000円	12,000円
乙種(日曜コース)	14,000円	17,000円
丙種(もぎテスト研修を含む)	5,000円	6,000円